

# えせ同和行為対応マニュアル

(町民用)

琴平町企画防災課人権同和室

## 【同和問題とは】

我が国の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりなど日常生活の中でいろいろな差別を受けています。これが、「同和問題」と言われるもので、我が国固有の人権問題とされています。



## 【えせ同和行為とは】

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為が「えせ同和行為」です。これらの行為は同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となってしまいます。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じてしまうと、えせ同和行為の更なる横行を許してしまうことになります。

同和問題は国民の基本的人権に関する重要な課題のひとつであり、人権擁護機関をはじめ多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行ってきました。

えせ同和行為は不当な要求を受ける人々の人権を侵害しているのみでなく、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植え付けてしまいます。それは新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、部落差別解消への道に逆行する行為と言えるでしょう。



## 【排除の対象・目的は】

えせ同和行為排除の対象となるものは、当該「行為そのもの」で、人物や団体ではありません。えせ同和行為を行う者がどのような団体に所属しているかは関係ありません。

仮に同和問題の解決を図る団体に所属していたとしても、同和問題を口実にこのような行為をする者には同和問題の解決を語る資格はありません。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

真に差別の無い平和で住みよい社会の実現のため、町民一人ひとりが責任と勇気を持ってえせ同和行為の排除のために取り組むことが重要です。



## 【えせ同和行為の形態について】

具体的な要求としては、機関誌・図書等の購入の強要、寄附金や賛助金の強要、下請けへの参加強要、融資の強要等様々な形態があるが、要求の種類として「機関誌・図書等物品購入の強要」のために執ように電話をかけてくる手口が最も多いです。また、物品等を郵送にて送りつけてくることもあります。



## えせ同和行為対応の手引き

### 基本的注意事項

#### 1. 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否すること。応じることの出来ない不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取り組み等の名目で行われていたとしても結論は同じです。



#### 2. 同和問題はこわいものという意識を捨てること

同和問題を盾にした要求は、拒否すると何かこわいことになるのではないかと恐れてしまうことがあります。結果、面倒ごとになるのを避けるあまり要求に応じてしまうというパターンが報告されています。

しかし、不当な要求によって人権侵害を行うものには同和問題を論じる資格はありません。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要はないでしょう。

もしも困ることがあるようであれば人権同和室まで即時にご連絡ください。



### 3. 初期の対応をきっちりすること

最初から一貫して、き然とした態度で対応してください。

最初の対応の誤りが事件を拡大させてので、最初に相手にすきを見せたり、脈がありそうだと思わせてはいけません。事件が進めば進むほど、要求は大きくなり、断りづらくなっていくでしょう。



### 4. 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為は押しに弱い者が標的にされます。要求に対して交渉の余地を見せたり、妥協する姿勢を見せると、付け込まれることとなります。

その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となりますので絶対にやめましょう。

※例えば、具体的な金銭の要求はせず「誠意を見せろ」「善処しろ」などと脅してきます。それに対してこちらから妥協案を提案してはなりません。



### 5. 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力行為や犯罪行為に訴えることはありません。恐怖感を煽るような言動が見られた場合には、直ちに警察への要請、通報を行ってください。



## 6. 複数人で対応しましょう

えせ同和行為に対しては、一人で対応することの無いように、出来る限り複数人で対応してください。不当な要求を受けた場合には、個人だけで対応するのではなく、周囲の人に相談し、意見をもらうようにしてください。



## 7. 法務局へ相談しましょう

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けています。必要に応じて、警察や弁護士会と連絡をとる体制となっていますので、えせ同和行為に該当するか判断に迷った時には、気軽に法務局に相談してみましょう。

## 8. 警察への連絡しましょう

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでくれています。

香川県警では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業や組織に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施しています。何か困っていることがあるようでしたら一度、相談してみましょう。



## ○連絡先

琴平町企画防災課 人権同和室

TEL 0877-75-6711

高松法務局 人権擁護部 相談カウンター

TEL 0570-003-110

香川県警察本部 警察総合相談センター

TEL 087-831-0110



## 具体的対応の要点

1. 対応する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内とする。

たとえ呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。



2. 企業であれば、対応は担当者が行い、幹部を出さない。

※幹部が対応してしまえば、それは企業の総意と見られる恐れがあります。

注意しましょう



3. 対応は、必ず2名以上で行う。

場合によっては、警察官に待機してもらったり、弁護士に交渉を委ねたりする。

4. 相手方を確認する。

相手方の氏名、所属団体、住所、電話番号等を確認する。

5. 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、出来るだけ録音する。

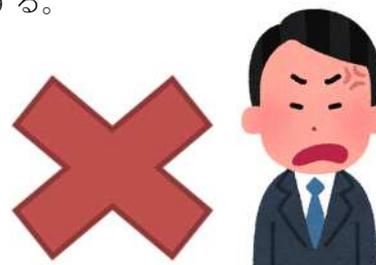
または詳細に記録をとる。



6. 相手の話はよく聞き、その趣旨や目的を明確にしておく。

7. 言動には特に注意する。

- ・おびえず、あわてず、ゆっくりと対応し、無礼な態度を見せないよう注意する。
- ・相手方の挑発にのってはいけない。まして、相手方を挑発してはいけない。
- ・相手方の要求に対し「検討する」とか「考えてみる」等、相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけない。
- ・当初の段階から、「申し訳ありません」とか「すみません」等、自らの非を認めるような発言をしてはいけない。
- ・相手方が念を押した時は、「はい」、「いいえ」で答えず、自らの主張を繰り返す。
- ・誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。



8. 相手方の要求に即答、約束をしない。

「一筆書け」と言われても書く必要はないし、書いてはならない。  
いかなる場合でも署名、捺印をしてはならない。



9. 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしない。その約束もしない。

